

議案第 57 号

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第28条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第4項中「租税特別措置法」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に、「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項、第35条の3第1項」に改める。

附則第5項中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項、第35条の3第1項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
ただし、附則第4項の改正規定（「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項、第35条の3第1項」に改める部分に限る。）及び附則第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市国民健康保険税条例第2条及び第28条の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。